



令和9年度 保育所等利用申込のご案内

【2号認定・3号認定】



保育所、認定こども園等を利用するには、利用する施設、児童の年齢や保育の必要性の有無に応じて、洲本市から認定（「教育・保育給付認定」といいます。）を受ける必要があります。

教育・保育給付認定には3つの認定区分があり、認定に応じて利用できる施設が決まります。

認定区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
1号認定	満3歳以上	無し	幼稚園、認定こども園
2号認定		有り	保育所、認定こども園、地域型保育
3号認定	満3歳未満		

1. 保育所等の利用申込ができる方

保育所、認定こども園及び地域型保育を利用するには、「保育認定（2号認定・3号認定）」を受ける必要があります。保育認定を受けられるのは、保護者のいずれもが、次の保育を必要とする事由のどれかに該当しているため、保育できない場合に限られます。

保育を必要とする事由	状 況
就 労	保護者が、1か月あたり64時間以上就労している場合
妊娠・出産	母親が、妊娠中である又は出産後間がない場合 ※認定期間は、概ね出産予定日2か月前～出産後6か月までです。
疾病・障害	保護者が、病気やけがが又は心身に障害があるため、児童の保育ができない場合
介護等	保護者が、同居又は長期入院している親族を常時介護・看護している場合（1か月あたり64時間以上の介護・看護）
災害復旧	保護者が、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合
求職活動	保護者が、求職活動中の場合 ※認定期間は原則3か月間です。
就 学	保護者が就学している場合（1か月あたり64時間以上の就学）
その他	上記に類する状況で、児童の保育ができない場合

※上記の事由に該当する場合でも、利用申込の状況により、希望する施設の利用ができない場合があります。

2. 保育の必要量・利用時間について

教育・保育給付認定において、保育の必要性が認定された場合は、併せて「保育の必要量」が認定されます。

保育の必要量とは、保育が利用できる時間のことで、保護者の就労時間や保育を必要とする事由に応じて、利用できる時間が異なります。

保育標準時間	1日最大11時間の中で保育を必要とする時間 （事由） 月120時間以上の就労等、妊娠・出産、疾病・障害、災害復旧など
保育短時間	1日最大8時間の中で保育を必要とする時間 （事由） 月120時間未満の就労等、求職活動など

3. 令和9年4月入所の申込(一斉)及び入所決定について

◆令和9年度 年齢別クラス

0歳児	令和8年4月2日～	満1歳になる年
1歳児	令和7年4月2日～令和8年4月1日	満2歳になる年
2歳児	令和6年4月2日～令和7年4月1日	満3歳になる年
3歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日	満4歳になる年
4歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日	満5歳になる年
5歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日	満6歳になる年

(1)入所申込(申込書配付・受付期間)

令和8年10月26日(月)～令和8年10月30日(金)

＜配付場所＞第一希望の保育施設

＜受付場所＞子ども子育て課(市役所2階1番窓口)、ごしきこども園

＜受付時間＞午前8時30分～午後5時15分

※市外の施設を希望する場合は、各市町村の申込期間、必要書類を必ずご確認ください。

(2)教育・保育給付認定

●提出書類をもとに、市が教育・保育給付認定(保育の必要性の認定)を行います。

(3)利用調整

●第一希望の施設から順に、保育の必要性が高いお子さんから、入所施設を決定します。

(利用希望されている施設の範囲で利用調整を行います。)

●入所の決定に際し、申込受付の順番は関係ありません。

(4)入所決定

●入所決定の場合は、1月下旬に支給認定証、内定通知書を送付します。

●入所保留の場合は、1月下旬に入所保留通知書、意向確認書を送付します。

※入所保留の場合、希望施設に空きが出た場合は、意向確認書により、再度利用調整を行い、入所施設を決定します。

●入所を辞退される場合は、辞退届を提出してください。

(5)入所説明

●各施設で、入所説明会を行います。

※入所決定後、施設での面談等により児童の安全が確保できない場合又は集団保育が困難な場合は、入所決定を取り消すことがあります。

令和9年度中に育児休業から復職予定の方へ

●令和9年度中に育児休業から復職予定で、5月から9月入所希望の場合は、4月入所と同時期(上記期間)に申込可能です。復職時期による入所可能月は下記のとおりです。

・月の前半(1～15日)から復職の方は、前月(例:6月1日の場合は、5月)から入所可

・月の後半(16日以降)から復職の方は、当月(例:6月20日の場合は、6月)から入所可

ただし、育児休業を取得中で、復職を予定していることが就労証明書で確認できる方のみが対象です。

●令和9年度中に育児休業から復職予定で、10月から3月入所希望の場合は、随時入所申込で申込可

4. 随時入所申込について

＜申込期間＞

●4月入所(二次): 下記のとおり ●5月以降の入所: 入所希望月の2か月前～前月10日まで

＜受付場所＞ 子ども子育て課(市役所2階1番窓口) 午前8時30分～午後5時15分

※閉庁日(土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日)は除きます。

※10日が閉庁日の場合は、直前の平日までとなります。

4月入所申込	12月1日(火)～2月10日(水)	10月入所申込	8月2日(月)～9月10日(金)
5月入所申込	3月1日(月)～4月9日(金)	11月入所申込	9月1日(水)～10月8日(金)
6月入所申込	4月1日(木)～5月10日(月)	12月入所申込	10月1日(金)～11月10日(水)
7月入所申込	5月6日(木)～6月10日(木)	1月入所申込	11月1日(月)～12月10日(金)
8月入所申込	6月1日(火)～7月9日(金)	2月入所申込	12月1日(水)～1月7日(金)
9月入所申込	7月1日(木)～8月10日(火)	3月入所申込	1月4日(火)～2月10日(木)

5. 教育・保育給付認定申請及び利用申込に必要なもの

対 象 者		必 要 書 類
申込者全員		・教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書
保育を必要とする事由 (保護者それぞれ)	就労	・就労証明書
	妊娠・出産	・母子健康手帳の写し
	保護者の疾病・障害	・申立書 ・診断書または身体障害者手帳等の写し
	親族の介護・看護	・申立書 ・診断書または身体障害者手帳等の写し
	災害復旧	・申立書 ・罹災証明書
	求職活動	・求職活動申立書
	就学	・在学証明書または学生証の写し、時間割表等
児童扶養手当を受給している場合		・児童扶養手当の証書の写し
申込児童が特別児童扶養手当を受給している場合		・申込書裏面の特記事項に受給していることを記載してください。
心身に障害等のある方が同居の親族に いる場合		・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等の写し

※就労証明書、求職活動申立書、申立書は、市ホームページに掲載しています。事前に印刷し、準備していただくことが可能ですが、申込時点で証明日の日付が3か月以内のものに限ります。

※その他、ご家庭の状況に応じて、上記以外の書類等の提出を求めることがあります。

6. 保育料について

- 保育料は、原則として保護者(父母等)の市町村民税の課税額により決定します。ご家庭の状況により同居のご家族(祖父母等)の税額を合算することがあります。
なお、市町村民税の所得割課税額は、税額控除前の額により算定します。
※実際の課税額と異なる場合がありますので、ご注意ください。
- 令和9年度の保育料は、4月から8月分は令和8年度課税(令和7年中所得)、9月から3月分は令和9年度課税(令和8年中所得)により算定します。
- 児童の年齢区分は、年度の初日の前日の満年齢によります。(年度途中で年齢が変わっても、保育料の変更はありません。)
- 保育料口座振替日は、市内の公立施設は毎月25日(金融機関が休日の場合は翌営業日)です。市内の私立施設及び市外の保育施設は、各施設へお問い合わせください。

世帯の階層区分			保育料(月額)				3歳以上児
			3歳未満児(※1)		3歳未満児(※2) (ひとり親世帯等)		
			標準時間	短時間	標準時間	短時間	
A	生活保護法による被保護世帯		0円	0円	0円	0円	0円 ※別途、 給食費必要
B	市町村民税非課税世帯		0円	0円	0円	0円	
C	市町村民 税所得割 課税額	48,600円未満	19,500円	19,300円	9,000円	9,000円	
D1		77,101円未満	30,000円	29,600円	9,000円	9,000円	
		97,000円未満			30,000円	29,600円	
D2		124,500円未満	37,500円	36,900円	37,500円	36,900円	
D3		169,000円未満	40,000円	39,400円	40,000円	39,400円	
D4		229,100円未満	43,000円	42,300円	43,000円	42,300円	
D5		301,000円未満	47,500円	46,700円	47,500円	46,700円	
D6		397,000円未満	51,000円	50,100円	51,000円	50,100円	
D7	397,000円以上	56,000円	55,000円	56,000円	55,000円		

- 同一世帯から2人以上の小学校就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設等に入所又は児童発達支援、医療型児童発達支援を利用している場合
 - (1) 上記の施設を利用する最年長の児童 保育料表に定める額
 - (2) (1)から順に2人目の児童 保育料表に定める額の半額
 - (3) (2)から順に3人目以降の児童 0円

※1 世帯の市民税所得割課税額が57,700円未満の場合は、小学生以上のお子様も含めて2人目の児童が半額、3人目以降の児童は0円となります。

※2 ひとり親世帯等の市町村民税所得割額が77,101円未満の場合は、小学生以上のお子様も含めて2人目以降の児童の保育料は0円とします。

7. よくあるご質問

Q: 現在洲本市外に住んでいますが、申込みは可能ですか？

現在住民票がある市区町村で申込(広域入所)をしてください。申込書類は、住民票がある市区町村の書類で手続きしてください。

洲本市に転入予定の方は、建築工事契約書、賃貸借契約書等の転入予定がわかる書類を添付してください。洲本市に転入した後に、利用開始日(毎月1日)までに子ども子育て課へ教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書、添付書類(就労証明書等)を提出してください。

Q: 転勤で転出予定のため、洲本市外の保育施設の入所を希望する場合、手続きはどのようにしたらよいですか？

入所希望の保育所等を管轄する市区町村によっては、受付期間や提出書類等が異なりますので、事前に確認することが必要です。申込前に、お早めに子ども子育て課までご相談ください。

Q: 今年度子どもが生まれるのですが、申込みはいつから可能ですか。

育児休業からの復帰予定者に限り出生前から申込み可能です(P.2の一斉申込期間のみ申込可能です)。ただし、保育所等に入所できるのは出生6か月後の翌月からとなります。出生前の申込みには通常の必要書類に加えて、母子健康手帳(表紙、出産予定日の記入ページ)の写しが必要です。

出生前申込みの内容によって利用調整を行います。最終的な決定は出生届提出後となりますので、出生届提出後に子ども子育て課で手続きを行ってください。

Q: これから仕事を始めたいのですが、申込みできますか？

可能です。ただし、「求職活動」の事由での認定期間は原則3か月です。その間に就職し、就労証明書及び教育・保育給付認定変更申請書兼申請内容変更届の提出がなければ退所となる場合があります。

Q: 出産予定のため、上の子を預けたいのですが。

概ね出産予定日2か月前から出産後6か月までの利用となります。例えば、6月10日が出産予定日なら4月1日から12月31日まで利用可能です。12月31日で認定が失効しますので別の事由で保育認定ができれば退所となる場合があります。別の事由で利用を希望する場合は、教育・保育給付認定変更申請書兼申請内容変更届、添付書類の提出が必要です。

Q: 希望施設へ入所できない場合、育児休業を延長する予定です。育児休業の延長や育児休業給付金等の手続きをする際に必要なため、希望施設へ入所できない証明書を発行してもらえますか？

入所希望のお子様の年齢を確認し、希望施設が定員等で入所できない場合、証明書を発行します。育児休業給付金の手続きに必要な入所希望月の申込期間(P.3)を確認し、入所申込を行ってください。日付を遡っての証明はできませんので、事前に必要となる書類・証明書を事業者またはハローワークへ確認し、手続きをお願いします。

Q: 10月の一斉申込の時点では求職活動ですが、その後に4月からの勤務が内定した場合、提出書類はありますか？また、優先順位は変わりますか？

就労証明書を提出してください。第一希望の利用調整前(11月中旬頃まで)であれば就労で利用調整を行うことが可能ですが、その後に提出があった場合は、求職活動での利用調整となります。

Q: 4月からの入所が決まった後に、出産予定のため産前産後休暇を取るようになりました。休業取得に伴い退所になりますか。

保育所等の利用事由には、就労以外にも「妊娠・出産」や「下の子の育児休業中」などがあります。概ね出産予定日2か月前から出産後6か月まで在園できます。その後、在園児の下の子の育児休業を取得された場合は、出生児が満1歳になる年の年度末、または満1歳6か月になる月の月末のいずれか遅い日まで在園できます。

なお、上記事由で在園されるためには、認定変更の手続きが必要となりますので、変更届に、保育が必要な事由の確認書類を添付のうえ、ご提出ください。

「妊娠・出産」事由の確認書類は、母子健康手帳(表紙、出産予定日の記入ページ)の写しとなり、「下の子の育児休業中」事由の確認書類は、会社発行の就労証明書(育児休業期間の記載のあるもの)となります。

Q: 申込みをすれば入所できますか？先着順ですか？ ※一斉申込の場合

先着順ではありません。利用希望者が施設の定員を上回る場合、保護者の就労状況や世帯状況等から保育の必要性の高いと考えられるお子さんが優先的に保育を利用できるよう調整します。入所の可否は希望施設の空き状況、他の申込者の状況、保育の必要性の高さによって決まります。

Q: 一斉申込(10月末)を過ぎた場合は、4月入所申込はできないのですか？

随時入所申込(P.3)のとおり、申込可能です。二次申込となるため、定員等によりご案内できない場合があります。二次申込の入所決定は2月下旬です。

Q: 利用調整(入所選考)は第一希望の保育施設ごとに行うのですか？

原則として、第一希望を優先し、保育の必要性の高いお子さんから入所施設を決定します。保育の必要性が高いお子さんが第一希望で入所できない場合は、第二希望以下で優先的に利用調整を行い、入所施設を決定する場合があります。

複数施設を希望することで入所の可能性が広がりますので、複数希望での申込の検討をお願いします。

Q: 希望範囲外の保育所に決定する場合がありますか？

ありません。利用調整の対象となるのは希望施設のみです。

Q: 転園の申込をすることは可能ですか？

可能です。ただし、転園の申込をする場合、在籍園に継続申込をすることはできません。

Q: 希望施設に入所できない場合はありますか？

利用調整の結果、希望施設にご案内できない方へは、入所保留通知書、意向確認書(空きが出た場合に入園を希望するかの確認書)を送付します。その後、辞退届等により希望の保育施設に空きが出た場合は利用調整を行い、ご案内できる方へご連絡します。

Q: 希望施設に入所できない場合は、翌月以降も申込は必要ですか？

提出された意向確認書をもとに翌月以降も利用調整を行いますので再度の申込は不要です。
ただし、翌年度以降の入所を希望する場合は、改めて申込が必要です。

Q: 2人以上兄弟姉妹で新規申込した場合、別々の保育所で決まる場合がありますか？また、既に入所している上の子と同じ施設を希望していますが、違う保育所で決まる場合がありますか？

ご兄弟揃って同じ施設へ案内できるように利用調整を行いますが、希望施設の各年齢の空き状況、他の申込者の状況、保育の必要性の高さにより、同施設へご案内できない場合があります。
希望順位が下位でも、同施設を希望する場合は、申込書に☑をしてください。

Q: ならし保育の期間はどのくらいですか？

お子さんの発育状況により異なります。詳細は、入所施設へご相談ください。

Q: 保育料は施設によって違いますか？

公立施設、私立施設いずれも保育料は同じです。

ただし、入所時や毎月発生する諸費用(制服代、絵本代等)、行事費等は、施設により異なりますので、直接施設へお問い合わせください。

Q: 給食費は別途必要ですか？

3歳未満児の給食費は保育料に含まれています。3歳以上児は給食費が別途必要となります。市内の公立施設の給食費は、1号認定は主食費450円・副食費2,150円、2号認定は主食費500円・副食費2,450円(令和8年度参考)です。

ただし、年収360万円未満相当の世帯や第3子以降(2号認定は同時入所の第3子以降)の子どもに係る副食費については免除されます。免除の算定は、子ども子育て課が行いますので、手続きは不要です。

Q: 事前に希望施設を見学することは可能ですか？

可能です。事前に施設へ連絡し、見学してください。できる限り、申込までに希望の施設へ見学をお願いします。



8. 市内保育施設一覧

	施設名	所在地	電話番号	保育 利用 定員	延長 保育	土曜 保育	一時 預かり	病後児 保育
公立	なのはなこども園	下加茂一丁目 6-65	24-7087	150	○	なのはなこども園で実施		○
	中川原保育所	中川原町中川原 970	28-0120	70	○			
	安乎保育所	安乎町中田 9-1	28-0173	48	○			
	由良保育所	由良二丁目 5-24	27-0079	48	○		○	
	ごしきこども園	五色町広石下 1656-1	35-0700	165	○	○	○	○
私立	洲本こども園	本町七丁目 4-25	22-0897	113	○	○	○	
	千草こどもの園	千草己 25	22-6600	90	○	○	○	
	認定こども園おおの	大野 740-1	24-4750	80	○	○	○	
	いちごキッズ・上物部	上物部 951-1	25-1519	12		○	○	

いちごキッズ・上物部は、0歳児から2歳児が利用できる小規模な保育施設です。

病後児保育は、在園児以外のお子さんでも利用することができます。

病気やケガの回復期にある集団保育等が困難なお子さんを専用の保育室で、看護師と保育士がお預かりし、保育を行います。利用には、事前登録及びかかりつけ医の連絡票が必要です。



9. 施設の利用時間について

●2号認定及び3号認定：保育の必要量の認定に応じて利用できる時間帯が異なります。

【保育標準時間】 午前7時30分～午後6時30分

【保育短時間】 午前8時00分～午後4時00分

※それぞれの保育時間を超えて利用する場合は、別途延長料金が必要です。

※午後6時30分以降の利用は、延長保育を実施している施設のみ利用できます。

※土曜保育の利用時間については、各施設へご確認ください。

洲本市役所 健康福祉部 子ども子育て課 保育係
TEL:0799-22-1333(課直通)